



# 飲食生衛しずおか



友愛と団結  
秩序と繁栄  
品質・価格・サービス  
食の安全・安心

第90号  
平成29年1月27日発行

発行  
者

静岡県飲食業生活衛生同業組合

〒420-0034 静岡市葵区常磐町3丁目3-9 静岡生衛会館4階

TEL : 054(252)5296(代) FAX : 054(252)5279

URL : <http://shizuin-honbu.jp> E-mail : [sis-honbu@ny.tokai.or.jp](mailto:sis-honbu@ny.tokai.or.jp)

## 年頭所感



平成29年の新春を迎え謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

平素より全飲連の運営に対しまして、全国各都道府県組合の役員、組合員の皆様方には格別なご理解とご支援をいただき心から御礼申し上げます。

さて、飲食業界を取り巻く経営環境は、政府の経済対策による大手企業や都市部の景気回復基調は緩やかに戻りつつあるも、依然、地方における中小飲食店の環境改善には厳しいものがあります。

全飲連といたしましても、ここ数年来、取り組みを強化して参りました組織拡充対策に全力を傾注しているところであり、毎年実施の生活衛生同業組合活動推進月間において生衛業が一丸となった活動をより強化し諸事業を積極的に実施させて頂いていることも周知のとおりでございます。

また、昨年来、厚生労働省より示された2020年オリンピック・パラリンピック

全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長  
静岡県飲食業生活衛生同業組合

理事長 森川 進

開催に向けた受動喫煙防止対策の強化案につきましては、国内の全ての飲食店に対し原則全面禁煙、又は喫煙のみを行う喫煙室の設置が認められる内容のものは、中小飲食店にとり死活問題と捉え、全国的にその反対運動を展開頂いているところであります。

全飲連においては、かねてより自主的な対策として全国統一した喫煙環境ステッカーによる掲示によりお客様に店頭において選択できるよう担保し、意図せぬ受動喫煙の機会の低減に努めているところであり、2017年までに全国組合員全ての店舗における貼付の普及に全力をあげておりますので、一層のご理解を頂きたいと思っております。

本年は全飲連創立55周年の年次にあたるため、「創立55周年記念全国埼玉県大会」を、来る6月13日さいたま市において開催致します。その準備には主管である埼玉県組合の飯野理事長はじめ役員の方々が日夜その準備に奔走されており、お一人でも多くのご参加を心からお願ひ申し上げます。

本年も全飲連に対しまして引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご祝詞とさせていただきます。

## お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか？



JASRACは、お店でのカラオケ利用をはじめ、さまざまに利用される音楽の著作権を管理しています。JASRACに支払われた使用料は、作詞家・作曲家などに分配され、次の作品を生む糧となります。カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店のご経営者の方は、JASRACへ著作権のお手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問い合わせください。

詳しくはこちらに <http://www.jasrac.or.jp>

### 著作権使用料の例

●カラオケ

月額 3,500円 (客席面積33㎡まで)

●BGM

年額 6,000円 (店舗面積500㎡まで)

\*別途消費税相当額が加算されます。

JASRAC® 日本音楽著作権協会 静岡支部

〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル5F  
Tel.054-254-2621 Fax.054-254-0285



# 平成29年知事年頭挨拶



静岡県知事  
川 勝 平 太

明けましておめでとございます。皆様には、お健やかにお正月を迎えられ、心からお慶び申し上げます。

本県の県政の基本理念は「富国徳」です。「住んでよし、訪れてよし」「学んでよし、働いてよし」など、「県民の幸福」の実現を第一にし、「ポスト東京時代」の日本の理想郷「ふじのくに」づくりを目指しています。

県民の皆様の英知を集めて策定した総合計画（現行の「後期アクションプラン」）の8つの重点施策（「大規模地震への備え」「健康寿命日本一の延伸」など）に取り組む一方、昨年からは、世界にはばたく3つの戦略（「スポーツ王国の復活」「地域外交の展開」「農林水産業の競争力の強化」）を推進しています。

平成25年6月に日本のシンボル富士山が世界文化遺産になりました。それを皮切りに、茶草場農法の世界農業遺産、南アルプスのユネスコエコパーク、韮山反射炉

の世界文化遺産、天野浩先生のノーベル賞、駿河湾の世界で最も美しい湾クラブ加盟等と相次ぎ、特に昨年は、リオオリンピック・パリリンピックで、本県ゆかりの選手が大活躍し、9選手がメダルを獲得するなど、県民に大きな感動をもたらしました。こうして、本県の世界クラスの地域資源人材の数は43件になりました。富士山の世界遺産登録からわずか3年半（43か月）の間に43件です。1か月1件のハイペースです。ふじのくににはまさに世界の檜舞台に立ちつつあります。

国際社会は、覇権主義の台頭、宗教対立、テロ、難民の増加、格差の拡大など混乱を深めています。戦後一貫して、世界の人々の憧れを集めたアメリカは、新大統領の誕生で、二国中心主義、経済至上主義が目立ち、アメリカン・ドリームに陰りが見えてきました。

アメリカに代わる憧れの国はどこでしょう。健康寿命が世界一、美しく豊かな国土の景観に恵まれ、「和」と「美」を尊重する価値観を持つ日本だと思えます。海外ではクール・ジャパン（素敵な日本）の声が聞かれるようになり、実際、海外からの観光客・留学生は急増しています。「訪れてよし、学んでよし」の「ジャパニーズ・ドリーム」が語られる前夜のように思います。

ドリーム実現の先頭に立つのは、47都道府県のうち、「ポスト東京時代」の理想郷を築いてきた本県をおいて他にないでしょう。国土の象徴・富士山を擁し、豊かな自

然や文化に恵まれた本県は、今や、世界クラスの地域であり、「ジャパニーズ・ドリーム」を実現する条件を備えています。

今年は、後期アクションプランの最終年です。「総括の仕方が出発の仕方を決める」という考えの下、「ふじのくに」づくりの総仕上げに全力を傾注し、次の目標として、国内はもとより海外からも憧れられる「ジャパニーズ・ドリーム」の実現を目指します。御理解と御協力をお願いします。

結びに、今年1年間の皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



# 新年のごあいさつ



日本政策金融公庫静岡支店  
国民生活事業統括

山下 靖 志

新年明けましておめでとございます。平成29年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様方には日ごろから公庫の業務につきまして格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年の県内の景気は、「緩やかに持ち直しの動きが続いている」との景気判断でした。9月の中間決算では県内上場企業の多くで利益の改善が見られ、外国人観光客も増加するなど明るい要素もあり、景況の恩恵が広く行き渡ることが期待されました。

日銀静岡支店が発表した12月の短観では、企業の景況感は3期ぶりに改善した、とのことですが、小規模事業者については残念ながら、期待された恩恵を十分受けるには至っていないようです。原油などの原材料価格の上昇や人手不足感の強まりを背景に一部の消費者に節約志向も見られ、先行き不安感もぬぐえませんが、



新しい年を迎え、組合員皆様に景気回復の恩恵が十分及びますことを願っています。

景気の先行きに不透明感が残る中、日本公庫としても、これまで以上に皆様方の資金繰り支援に積極的に取り組み、身近な政策金融機関として信頼されるよう努力してまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年の干支は「酉とり」です。酉は「取り込む」に繋がるといわれ、そこから運氣もお客も取り込めるということから、酉のつく年は商売繁盛に繋がると言われています。今年皆様のご商売がこれまで以上に繁盛しますよう、運氣や有効な情報を積極的に取り入れ、そしてご商売のご相談については、是非公庫をお役立てくださいますようお願いいたします。

結びに、組合員の皆様方のご健勝とご繁栄、そして組合のさらなる発展を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

### 第60回定時総代会開催予定

平成29年5月23日(火)藤枝市の小杉苑にて定時総代会を開催します。

議題は総会①総代改選、総代会①事業報告②事業計画③表彰式④懇親会を予定しています。多数の参加をお願いします。

### 全飲連55周年記念 埼玉県大会参加者を募集

日時：29年6月13日(火)

会場：さいたま市大宮ソニックシティ

「彩食・彩飲ちよつと驚き埼玉県」をキャッチフレーズに参加者を募集しています。



埼玉県で初めての全国大会が、全飲連創立55周年という記念すべき大会となりました。埼玉県の組合ではさまざまな企画を用意して準備をしています。

●大会参加募集100名以上

#### ●日程

2泊3日 大型観光バス利用2台予定

6月12日(月) バスにて各地へ八王子・多摩五稜(見学)へ高幡不動(昼食・参拝)へ

酒つくりの森(見学)へ埼玉県秩父(泊)

13日(火) ホテルへ秩父神社(参拝)へ長瀨ライン下りへ長瀨(昼食)へさいたま市

(泊)

14日(水) ホテルへ東京スカイツリー(見学)へ浅草寺(参拝・自由昼食)へ各地へ

Cへ帰路

●概算費用6万5千円

(大会会費3万円・バス料金・宿泊費等) たくさんのご参加をお待ちしています。

### ふじのくに「食の都」表彰式

11月30日(水)グランディエール プケトーカイにて、川勝平太静岡県知事の主催する「ふじのくに食の都2016」の表彰式が行われました。

静岡県産の食材を積極的に活用し、静岡県の農林水産業や食文化の振興に貢献している料理人や菓子職人の方々を仕事人として表彰しており、シンボルマークをデザインした徽章と楯(静岡県産桜材・漆塗り)を贈り、「食の都」の推進役として生産者と消費者の皆さんをつないで、食の大切さや素晴らしさを伝え、ふじのくにの「食」の魅力を広く発信していただきます。

これまでの表彰者416名の中から特に優れた活動をされた方

「仕事人 of the year 2016表彰」

静岡支部 田形 治(手打ち蕎麦たがた)

蒲原支部 山崎伴子(鮎処やましち)

これまでの416名に続き、新たに表彰

島田支部 浅井雅広(割烹 三三九)

静岡支部 市川岩男(食彩岩生)

静岡支部 柴田孝之(萬福酒家)

静岡支部 中村秀俊(魚弥長久)

相良支部 増田智義(末広飯店 風来坊)

## 第一興商

株式会社

湘南第一興商

通信カラオケ・音響機器のご相談は当社まで！

沼津支店 〒410-0059

静岡県沼津市若葉町 15-2

☎055-926-1211 (代)

伊豆支店 〒414-0035

静岡県伊東市玖須美元和田 715-501

☎0557-38-1211 (代)

下田出張所 〒415-0038

静岡県下田市大賀茂 581-1

☎0558-22-4161 (代)





厚生労働省生活衛生功労者表彰

厚生労働大臣表彰

朝比奈 潔(藤枝)

中央会理事長表彰

比那 純(袋井)

大川 禮二(伊東)

全飲連第54回全国富山県大会

厚生労働省健康局長表彰

長澤 和子(函南)

柴田 弘明(初倉)

中央会理事長感謝状

諸岡 亘(大仁)

全飲連会長表彰(10名)

全飲連会長特別感謝状

韮山支部(ボランティア活動)

第54回静岡県生活衛生同業組合大会

静岡県内の生活衛生同業組合13組合の第54回大会が11月8日(火)静岡商工会議所にて開催されました。

第1部は当組合総代会でも講演された草津駅前法律事務所 弁護士中井陽一氏「モンスタークレーマーへの対応」の講演会があり、第2部の大会式典では大会宣言、決議が賛成多数で議決されました。表彰式では静岡県知事表彰9名(うち当組合員1名)連合会会長表彰26名(うち当組合員5名)の方々が永年の組合活動に対する功績として栄誉を受けました。



生衛大会飲食業組合表彰者

知事表彰

浅井 雅広(島田)

連合会会長表彰

福本 高文(松崎) 上田 満広(韮山)

山崎 仁(蒲原) 松本 弥二(大須賀)

増田 悦子(袋井) 山口 知(浜松中央)

平成28年県委託事業

「飲食店の多文化 対応マニュアル」作成

訪日観光客の国には、ごと生活習慣や食のルールがあり、各国の食と生活習慣や意識を覚えておくことでトラブルの防止になります。食のプロとして味やおもてなしで、外国人観光客の満足度を高めることができるよう作成しました。

外国人観光客用 「日本での飲食店利用マナー」チラシを作成

外国人観光客の皆様が飲食店を利用される場合に守っていただきたいマナーを、日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語で表示しました。

外国人観光客がお店を訪れた際にごご利用下さい。



平成28年県委託事業  
「訪日外国人観光客の飲食店利用促進」講座を  
開催します

静岡県には多様な文化的背景を持った外国人観光客の増加が見込まれています。多くの訪日観光客は、「日本食を食べたい」「飲食を楽しみたい」など日本食に期待して訪日しています。

本講座は、海外からの観光客の国の文化等を学び、観光客には飲食店の利用の仕方について、適切に理解していただくための工夫やコミュニケーション能力の向上方法と、安全・安心な店であるための衛生水準向上についても学習します。

講師 静岡産業大学情報学部 准教授 柯 麗華 氏

時間 各会場とも14時30分より

2月1日(水) 沼津労政会館  
2月8日(水) 御殿場・新橋地区  
コミュニティ供用施設  
2月14日(火) 静岡市・あざれあ  
2月22日(水) 掛川市・街なか再生サロン

平成29年より  
65歳以上でも雇用保険に加入可能に!  
しかも保険料は免除のまま

これまで65歳以上の労働者は、雇用保険に新規に加入することはできませんでしたが、65歳より前から雇用保険に加入している場合は、65歳になっても引き続き加入し続けることはできたものの、一度喪失してしまうと加入できませんでした。それが今回の雇用保険法の改正で変更となります。平成29年1月1日以降は、すでに働いている人で入社時に65歳以上だったので雇用保険に入っていない人や、新規で65歳以上の労働者を雇う場合は雇用保険の加入手続きを行う必要がでてきます。

● 今まで加入していなかった満65歳以上の労働者はこの日を境に加入できます。  
● 平成32年4月1日より、4月1日時点で満64歳以上の保険料免除措置が廃止。この日以降に満64歳以上の加入者がいる場合は保険料を徴収する必要があります。  
● 給付についてはこれまでどおり、65歳以上は高年齢求職者給付金が支給され、満60歳以降の高年齢雇用継続給付も同様となります。



# 経営セミナー (第2回理事会)

## 4月施行の障害者差別解消法 と飲食店対応

望月 亜矢子氏

自立生活センター富士



自立生活センターとは：かつて障害者を援けられるのは医者、作業療法士、理学療法士、カウンセラー等専門家だけだと考えられてきたが、1972年カリフォルニア州バークレーに、障害者が運営し、障害者にサービスを提供するという「自立生活センター」が設立された。自立生活センターが提供するサービスを利用することにより、重度の障害があっても地域で自立して生活することが可能となった。

### 1 「障害」はどこにありますか？

写真を見てどこに障害があるかを発表してもらい、障害者ではなく、壁や段差こそが障害であり、障害者の視点に立つて考えて欲しいとの解説がありました。

### 2 障害者差別解消法が4月から施行

この法律は、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しています。

### ◆対象となる「障害者」は？

障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害のある人も含む)、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

### ◆対象となる「事業者」は？

会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

### 3 差別の定義(障害者差別解消法)

(1) 不当な差別的取扱い(直接差別等)

◆障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する

◆場所・時間帯などを制限する

◆障害者でない者に対しては付さない条件を付する

(2) 合理的配慮の不提供

○公的機関は義務

×民間は努力義務

(※雇用のみ民間も義務)

### 4 「不当な差別的取扱いの禁止」とは

障害を理由としたサービスの提供の拒否・制限・条件をつける行為は禁止されています。(正当な理由がある場合は除く)

### 【具体例】

- ・保護者や介助者が一緒にいないことや車椅子を利用していただくことを理由に飲食店への入店を拒む
- ・受付の対応を拒否する
- ・アパートなどを借りるとき、障害者向けの物件はないと言って対応しない
- ・学校の受験や入学を拒否するなど

### ◆正当な理由があると判断した場合

障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

### 5 「合理的配慮の提供」とは

障害のある人から、社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)が求められるものです。重すぎる負担がある時でも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

### 【具体例】

- ・障害のある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ・意思を伝えあうために絵やタブレット端末などを使う。

・段差がある場合にスロープなどを使って補助するなど。

### 障害者差別解消法の制定

平成28年4月1日障害者差別解消法が制定されました。この「障害者差別解消法」では、障害のある方への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を障害のある人への差別と位置付けています

### 障害者差別解消法の5つのポイント

- ① 政府の差別解消推進に関する「基本方針」作成義務
- ② 行政機関等における差別禁止
- ③ 民間事業者における差別禁止
- ④ 国や地方公共団体等の職員「対応要領」作成義務
- ⑤ 民間事業者のための「対応指針」作成義務

また、行政機関等は、障害者から日常生活や社会生活上の障壁の除去が必要である旨の意思表示があった場合に、合理的配慮を行う義務があります(法的義務)。

合理的配慮というのは、年齢、性別障害の状態に応じて必要かつ合理的な配慮をすることをいいます。

例えば、車いすの方への手助けや、筆談や読み上げによる対応などがあげられます。この合理的配慮を行わない(合理的配慮の不提供)場合は、不作為による差別になります。

事業者における配慮義務は、行政機関等とは違って努力義務になり、合理的配慮を「行う」義務までは規定されていません。



# 支部便り

島田支部

支部長 浅井雅広

## 飲酒運転根絶へ宣誓書

浅井支部長ほか7人が島田署を訪ね、柏木孝敏島田署長に「飲酒運転根絶宣誓書」を手渡ししました。宣誓書には「年末年始に向けて飲酒運転をしない、させない、運転手に飲ませない」などを明記し、島田支部139店舗141人の組合員の署名を添えました。柏木署長からは、県内の飲酒運転による事故が増加している現状の説明があり、協力の依頼がありました。



裾野支部

支部長 勝間田 淳市

## 通常総会、巡回訪問



5月17日に、通常総会を裾野市商工会館にて開催しました。

総会にて、平成27年度事業報告、収支決算、本年度事業計画案、予算案等、異議なく承認されました。

組合全体で問題となっております組合員減少による組織基盤の脆弱化は、当支部におきましても大きな課題であります。つきましては、商工会等で新規開業者を紹介していただける様に依頼いたしました。

また、現組合員の親睦、交流を図り組織の活性化につなげていきたいと思っております。

7月21日、常任理事の平野様に巡回訪問していただきました。当支部の現状報告、問題点等、色々相談のついでいただき、ありがとうございます。ホームページによる集客のアドバイスを提案いただき、実行にむけて、現在進行中です。

袋井支部

支部長 鈴木 治

## お店の「安心・安全」看板の製作＆「袋井」アイデア募集！

このたび、袋井支部ではお店の「安心・安全」看板を製作しました。市内・市外の方がお店を探す際の目安とし、また安心して

飲食をして頂くことを目的に製作しました。この看板は飲食業組合員であり、かつ袋井商工会議所会員であるお店だけにお渡ししています。



袋井市の新しい名物を生み出すため、袋井支部も主催者の一人となって「袋井」という名称の名物井のアイデア募集を11月から始めました。「できる限り国内産であること」と「年間を通して確保できる食材」という条件のもと、袋井をイメージした名物井のアイデアを考えて頂きます。製作した看板や「袋井」を組合員の皆様にメリットがあるよう活用策を検討し活動していきたいと思っております。



## 事業活動に伴う さまざまな賠償責任リスクを補償します。

●業務遂行に起因する事故



ウェイトレスが料理を落とすとしてお客様にやけどを負わせた。

●提供・販売した飲食物に起因する事故



提供した飲食物が腐敗していたため、お客様が食中毒になった。

●お客様からお預かりしていた財物の損壊事故



店内の壁に掛けてあったお客様からお預かりしたコートが従業員の不注意により何者かに盗まれた。

◎上記はワイドプランの補償となる事故例です。詳しくはパンフレットなどをご参照ください。  
◎このほかにエコノミープラン・おみせのマスターがあります。◎毎月中途加入を募集しています。

## 全飲連 新総合賠償共済制度

万が一の事故に備えて加入をお勧めします

★エコノミー(食中毒賠償)

〈例〉年間売上：1千万円以下の食堂で  
契約金額(保険金額)：5千万円の場合

掛金 2,060円(年間)

★ワイド(総合賠償)

〈例〉年間売上：1千万円以下の食堂で  
契約金額(保険金額)：5千万円の場合

掛金 4,680円(年間)



## 日本政策金融公庫融資のご案内（組合員だけの特権です）

### 振興事業貸付金利

※基準金利1.81%～（12年以内・担保不要）  
2.1%（18年以上20年以内・担保不要）  
**組合員利用の際の設備資金**  
（振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書提出者）  
**0.76%～**（12年以内・担保不要）  
**1.05%**（18年以上20年以内・担保不要）  
（平成29年1月16日改正）  
**振興事業貸付は随時受付中**

### 生活衛生関係営業経営改善貸付

**設備資金**  
**1.16%**（10年以内）  
**運転資金**  
**1.16%**（7年以内）  
（平成29年1月16日改正）  
無担保・無保証人貸付（特相員による調査あり）

日本政策金融公庫

静岡支店 ☎054-254-4411 沼津支店 ☎055-931-5281 浜松支店 ☎053-454-2341

## 信用と実績のある組合指定店を活用下さい

平成29年1月現在

商社名	代表者氏名	〒	営業所	TEL(上段)・FAX(下段)	取扱品目
(株) マスコ	丸塚 勉	259-0303	神奈川県足柄下郡 湯河原町土肥4-2-19	0465-63-1733 62-5977	清酒(駿河繁盛) ビール、ウイスキー
マルゼン厨機(株)	小栗 孝	430-0912	浜松市中区茄子町354-6	053-464-2277 464-2003	厨房設備、設計施工
(株) リースサンキュー	國武 賢一	410-0813	沼津市上香貫三貫地1173-12	055-931-3939 931-6104	貸おしぼり、 玄関マット業務用雑貨 厨房用品一般
(株) 鯉工房	石原裕次郎	424-0937	静岡市清水区北矢部町1-15-16	054-357-6675 357-2931	だしばっく、花かつお 鯉だし
(株) 膳文堂	内山 賀之	420-0064	静岡市葵区本通4-1-4	054-251-3111 272-0344	各種OA機器 事務機器、 オフィス家具、文具
損害保険ジャパン 日本興亜(株) 静岡支店	為国 浩二	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア2F	054-254-1362 669-8478	保険全般(自動車・自賠責・火災・ 傷害総合・リブロック・積立傷害 総合・年金積立傷害・生命)
(株) TOKAI 直売事業部セキュリティ部	部長 渥美 和浩	420-0034	静岡市葵区常磐町2-6-8	054-273-4818 273-4949	セキュリティ エネルギー、アクア 情報通信、住宅関連
(株) 湘南第一興商 沼津支店	支店長 西山 啓之	410-0059	沼津市若葉町15-2	055-926-1211 926-1233	通信カラオケ 音響機器
(株) ライフプラザ パートナーズ 新宿FA営業部	ファイナンシャル アドバイザー 笹渕 伸央	160-0023	東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル11F	090-3569-7750 03-5339-8210 5339-8211	生命保険活用 (生前相続対策、事業承継対策)
(株) なごみ	薬科 和也	425-0031	焼津市小川新町2-13-15	090-6573-9937 054-639-9000 639-9007	店舗設計デザイン並びに施工、 住宅設計施工、 商店向けコンサルタント
(株) ネクシィーズ 静岡支店	支店長 紺谷泰由紀	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命ビル10F	080-4929-9834 080-7976-4250	店舗、オフィスの電気代下げます！ 初期費用0円、LED、 冷蔵庫レンタルサービス
(株) 静岡第一興商	三嶋 誠	422-8034	静岡市駿河区高松2-23-1	054-238-3111	通信カラオケ 音響機器

### 受動喫煙防止へ 罰則付きで法整備へ

2020年の東京オリンピックパラリンピックに向け、厚生労働省は他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の対策を強化します。厚労省は施設管理者や喫煙者を罰則付きで規制する法整備の「たたき台」を12月12日に示しました。今後、各省庁や関係団体と調整し、詳細を詰め、新法が健康増進法の改正を検討します。

「たたき台」では、多数の人が利用し、他施設と代替が難しい官公庁や社会福祉施設などは「建物内禁煙」。特に未成年者や患者らが主に利用する学校や医療機関はより厳しい「敷地内禁煙」とします。

利用者側に他施設を選ぶ機会がある飲食店などのサービスマネジメントや、職場のオフィスなどは「原則建物内禁煙」とし、煙が外に流出するのを防ぐ喫煙室の設置を認めます。施設管理者は禁煙場所の範囲や喫煙室の位置を掲示するなどの義務、利用者は禁煙場所での喫煙しない義務があり、違反者が勧告や命令に従わない場合、過料などの罰則を適用します。

2013年施行の健康増進法は施設管理者に受動喫煙対策を課すが、努力義務にとどまっています。一方、海外では病院や飲食店など公共の場を屋内全面禁煙とする法律を施行する国が2014年末時点で49カ国あり、世界保健機関

(WHO)は日本の対策を「世界最低レベル」と指摘しています。国際オリンピック委員会(IOC)とWHOは「たばこのないオリンピック」を共同で推進し、近年、日本以外の五輪開催地と開催予定地は、罰則を伴う受動喫煙防止策を講じています。

#### ■主な施設での受動喫煙防止対策(案)

- ◇医療機関、小中学校、高校  
↓敷地内禁煙
  - ◇官公庁、社会福祉施設、運動施設(スタジアムなど)、大学 ↓建物内禁煙
  - ◇飲食店、ホテル・旅館(ロビーほか共用部分)などのサービスマネジメント、事務所(職場)、ビルなどの共用部分、駅、空港ビル、船着場、バスターミナル  
↓原則建物内禁煙(喫煙室設置可)
  - ◇バス、タクシー ↓乗物内禁煙
  - ◇鉄道、船舶  
↓原則乗物内禁煙(喫煙室設置可)
- (朝日新聞より)



来店客増加に組合加盟店認証「しずく」のステッカーを貼りましょう

## たばこを吸わないお客様のために。たばこを吸うお客様のために。 「喫煙ルールステッカー」を店頭に掲げましょう。

昨今、飲食店などにおいて、受動喫煙を防ぐための取り組みが求められてきています。お客様には、たばこを吸わない方も、吸う方もいらっしゃると思います。また、お店によって、喫煙ルールはさまざまです。

重要なことは、お客様が、入店される前にお店の喫煙ルールをご理解いただくことです。いますぐ取り組める対策としては、「店頭で、お店の喫煙ルールを示す」ことです。

当連合会では、お店の状況に応じた5種類のステッカーを用意しました。ぜひ店頭へステッカーをお貼りください。

「店頭表示」は、静岡県生活衛生組合連合会による取り組みに、静岡県飲食業生活衛生同業組合としても賛同、参画したものです。静岡県が全国の先駆けとなる本取り組みへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

静岡県飲食業生活衛生同業組合  
理事長 森川 進

### 喫煙ルールステッカー



#### ■「喫煙可能」ステッカー

店内において、終日たばこを吸うことができる場合にご活用ください。



#### ■「全席禁煙」ステッカー

店内において、終日たばこを吸うことができない場合にご活用ください。



#### ■「座席分煙」ステッカー

“分煙”を行っている場合で、特に、たばこを吸っても良い席と、ご遠慮頂く席を設けている場合にご活用ください。



#### ■「時間分煙」ステッカー

“分煙”を行っている場合で、特に、たばこを吸っても良い時間と、ご遠慮頂く時間を設けている場合にご活用ください。

※禁煙タイムの空欄に、時間を油性マジックでご記入いただくか、数字ステッカーをご活用ください。

※「喫煙ルールステッカー」に不足が生じた場合は、組合事務局までお申し出下さい。